



埼玉県報

第 2843 号
平成 28 年(2016 年)
10 月 21 日
金曜日

目次

告示

- 予算の公表（財政課）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（南部地域振興センター）
- 木材破砕機に関する落札者等の公示（入札課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 嵐山中部土地改良区の役員就任届（東松山農林振興センター）
- 地域森林計画の変更案の縦覧（森づくり課）
- 保安林の指定の解除（森づくり課）
- 蓮田都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 不在者投票を行うことができる施設の解除（選挙管理委員会）

雑報

- 収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示（病虫害防除所）

告 示

埼玉県告示第千三百六十五号

埼玉県議会平成二十八年九月定例会において議決された平成二十八年年度埼玉県一般会計補正予算（第二号及び第三号）並びに平成二十八年年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第一号）及び平成二十八年年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十八年十月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成28年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）

平成28年度埼玉県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,383,040千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,882,434,991千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		3,084,632	3,991	3,088,623
	2 負担金	2,846,244	3,991	2,850,235
9 国庫支出金		176,391,419	568,921	176,960,340
	2 国庫補助金	43,249,801	568,921	43,818,722
13 繰越金		499,216	20,128	519,344
	1 繰越金	499,216	20,128	519,344
14 諸収入		36,328,180	30,000	36,358,180
	4 受託事業収入	2,802,969	30,000	2,832,969
15 県債		240,356,000	760,000	241,116,000
	1 県債	240,356,000	760,000	241,116,000
歳入合計		1,881,051,951	1,383,040	1,882,434,991

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		22,819,769	62,380	22,882,149
	1 農業費	8,877,659	62,380	8,940,039
7 商工費		17,192,446	34,828	17,227,274
	2 観光費	123,067	34,828	157,895
8 土木費		106,116,129	972,132	107,088,261
	2 道路橋りょう費	45,088,578	869,930	45,958,508
	4 都市計画費	21,617,044	102,202	21,719,246
11 災害復旧費		31,293	313,700	344,993
	1 農林水産施設災害復旧費	19,873	38,700	58,573
	2 土木施設災害復旧費	11,420	275,000	286,420
歳出合計		1,881,051,951	1,383,040	1,882,434,991

第2表 継続費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
6 農林水産業費	1 農業費	次世代技術実証・普及センター(仮称)整備事業費	144,336	平成28年度	62,380
				平成29年度	81,956

第3表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林施設災害復旧事業	12,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
都市施設災害復旧事業	275,000	同	同	同

変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
農業技術研究センター 施設整備事業	495,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	557,000			(補正前に同じ。)
道 路 事 業	5,034,000	同	上	同	5,430,000			(同 上)
街 路 事 業	1,737,000	同	上	同	1,752,000			(同 上)

平成28年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）

平成28年度埼玉県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,894,253千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,893,329,244千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		3,088,623	157,171	3,245,794
	1 分担金	238,388	23,882	262,270
	2 負担金	2,850,235	133,289	2,983,524
9 国庫支出金		176,960,340	5,460,057	182,420,397
	2 国庫補助金	43,818,722	5,460,057	49,278,779
13 繰越金		519,344	34,809	554,153
	1 繰越金	519,344	34,809	554,153
14 諸収入		36,358,180	446,216	36,804,396
	4 受託事業収入	2,832,969	446,216	3,279,185
15 県債		241,116,000	4,796,000	245,912,000
	1 県債	241,116,000	4,796,000	245,912,000
歳入合計		1,882,434,991	10,894,253	1,893,329,244

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		22,882,149	803,944	23,686,093
	1 農業費	8,940,039	16,000	8,956,039
	3 畜産業費	1,249,630	5,294	1,254,924
	4 林業費	4,771,275	32,000	4,803,275
	5 農地費	7,457,875	750,650	8,208,525
8 土木費		107,088,261	8,728,295	115,816,556
	2 道路橋りょう費	45,958,508	3,900,000	49,858,508
	3 河川費	26,638,281	4,628,295	31,266,576
	4 都市計画費	21,719,246	200,000	21,919,246
11 災害復旧費		344,993	1,362,014	1,707,007
	1 農林水産施設災害復旧費	58,573	45,014	103,587
	2 土木施設災害復旧費	286,420	1,317,000	1,603,420
歳出	合計	1,882,434,991	10,894,253	1,893,329,244

第2表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土 木 施 設 災 害 復 旧 事 業	593,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
治 山 事 業	102,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	118,000		(補正前に同じ。)	
農 業 基 盤 整 備 事 業	770,000	同	上	同	上	1,022,000	(同	上)
道 路 事 業	5,430,000	同	上	同	上	7,092,000	(同	上)
河 川 事 業	3,565,000	同	上	同	上	5,473,000	(同	上)

起債の目的	補正前				補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
砂防事業	383,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	676,000				(補正前に同じ。)
街路事業	1,752,000	同	同上	同上	1,824,000				(同上)

平成28年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度埼玉県公営競技事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 債務負担行為の追加は、「別表債務負担行為補正」による。

別表 債務負担行為補正

追 加

（単位 千円）

事 項	期 間	限 度 額
自転車競技開催業務委託	平成29年度から 平成33年度まで	各年度における事業収入から施行者が負担すべき費用の額及び施行者収益に相当する額を控除した額の合計額

平成28年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成28年度埼玉県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成28年度埼玉県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主 なる 建 設 工 事	21,806,718 千円	99,000 千円	21,905,718 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「485,227千円」を「499,874千円」に、「4,620,022千円」を「4,605,375千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	27,255,008	108,000	27,363,008
第1項 建 設 補 助 金	12,909,301	66,000	12,975,301

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第2項 建設負担金	5,742,480	21,000	5,763,480
第3項 企業債	7,783,000	21,000	7,804,000

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	32,428,194	108,000	32,536,194
第1項 建設改良費	24,758,341	108,000	24,866,341

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額中「7,783,000千円」を「7,804,000千円」に改める。

告 示

埼玉県告示第千三百六十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年十月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年九月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人わらび市民ネット
- 三 代表者の氏名
植田 富美子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県蕨市中央三丁目五番十五号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、市民と行政とが協働し、「安らぎとふれあいある魅力あるまちづくり」を具現化するため、蕨市の非営利で公益的な活動福祉の増進に寄与する市民活動を支援、促進することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百六十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

木材破碎機 1台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県農林部森づくり課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成28年9月21日

4 落札者の氏名及び住所

コマツ埼玉株式会社 埼玉県北本市宮内6丁目1番地

5 落札金額

42,012,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成28年7月22日

告 示

埼玉県告示第千三百六十八号

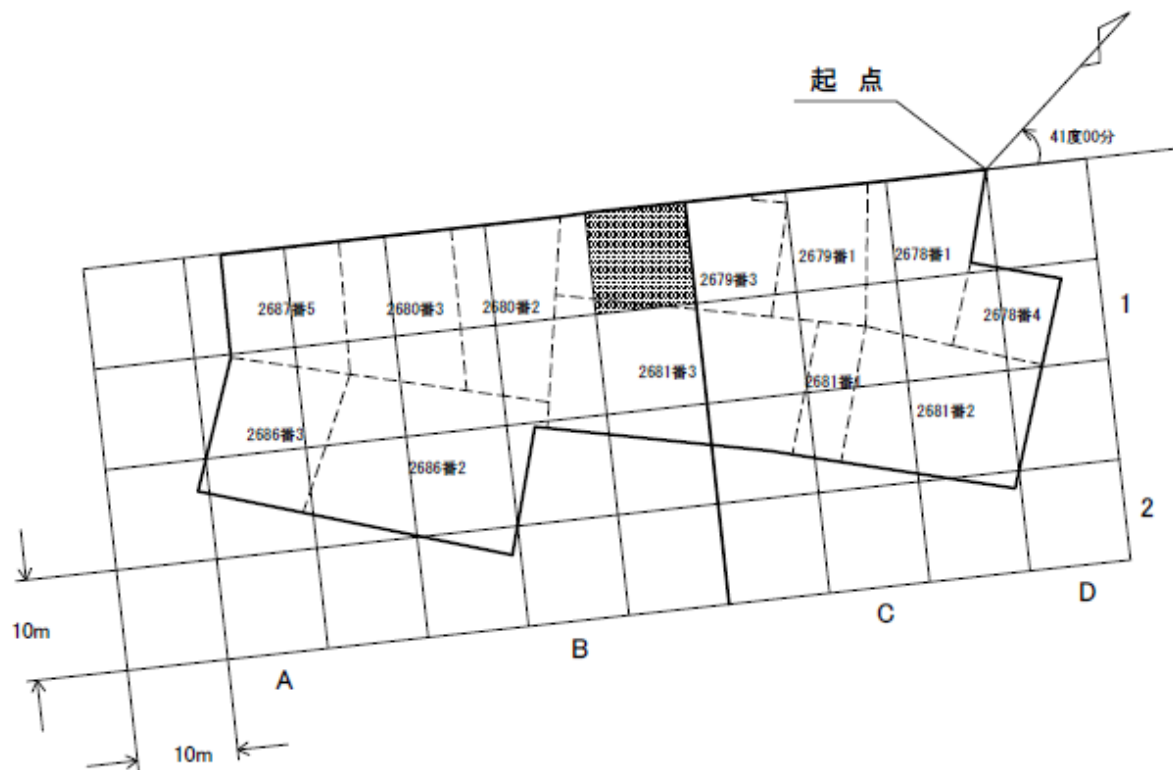
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年埼玉県告示第六百八十七号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十八年十月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県富士見市関沢一丁目二千六百七十九番三の一部及び二千六百八十一番三の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図




【起点】

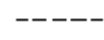
起点は、埼玉県富士見市関沢一丁目 2678 番 1 の最北端とする。

【格子の回転角度】 41 度 00 分

【凡例】

 指定を解除する区域

 敷地境界

 地番境界

告 示

埼玉県告示第千三百六十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十八年十月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県鴻巣市南一丁目二千九百五十四番一の一部、二千九百五十四番三の一部、三千百四番の一部、三千百三十三番の一部及び三千二百四十番一の一部）

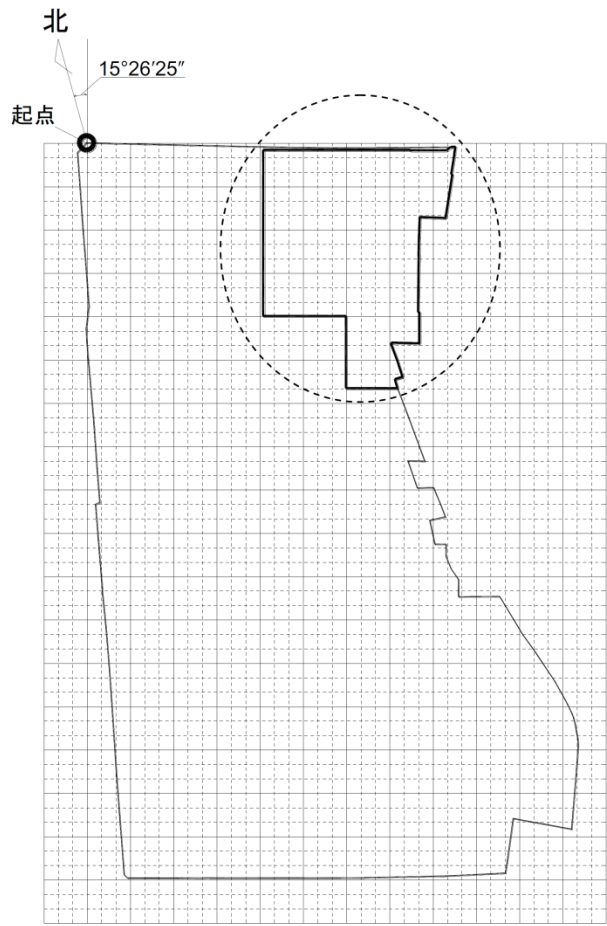
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

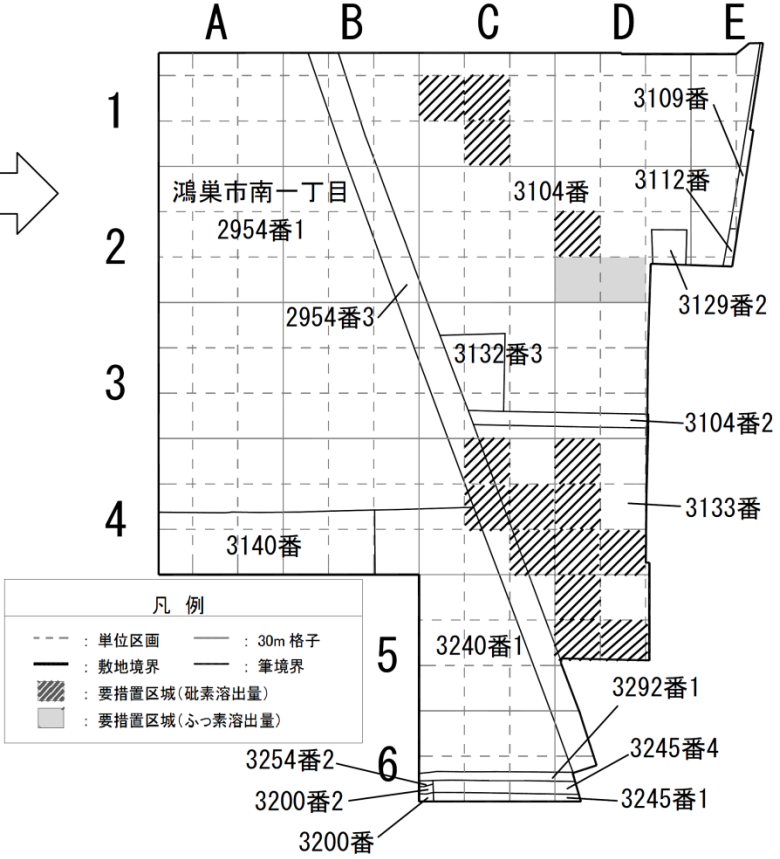
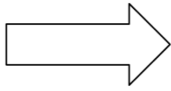
三 講ずべき指示措置

原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別図



【起点】
 起点は、鴻巣市南一丁目2925番1の最北端とする。



【格子の回転角度（15度 26分 25秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示

埼玉県告示第千三百七十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十八年十月二十一日

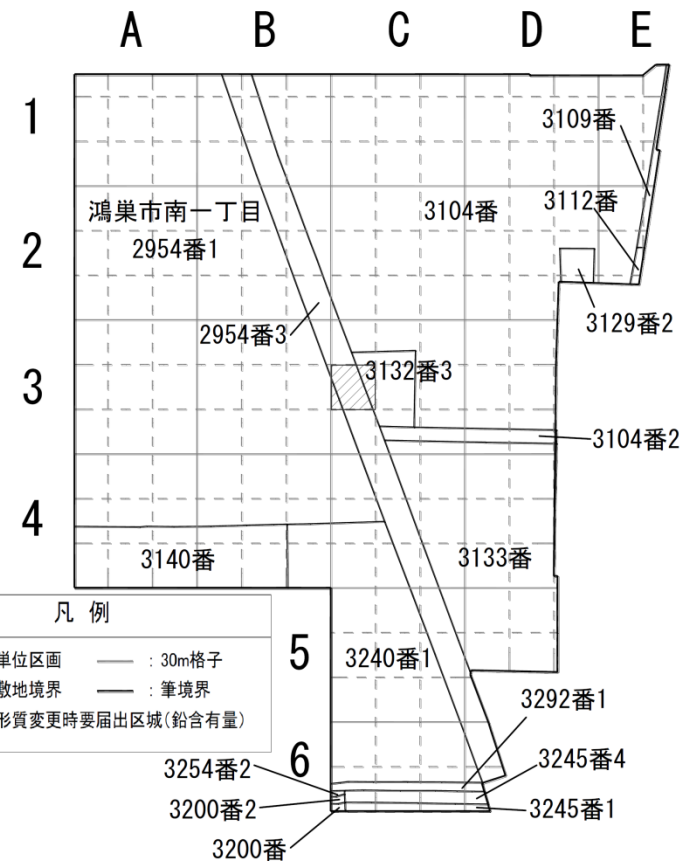
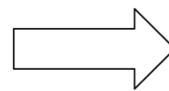
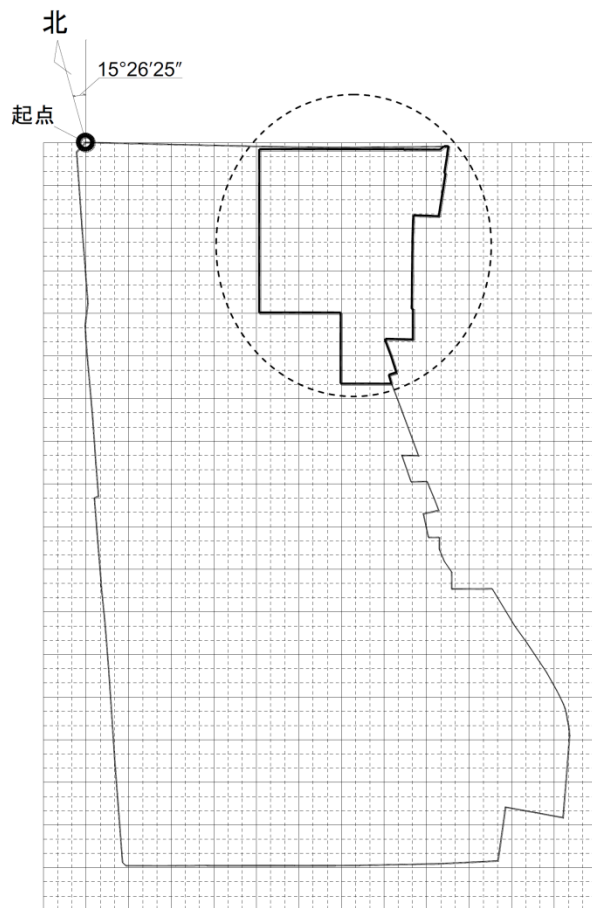
埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県鴻巣市南一丁目二千九百五十四番一の一部、二千九百五十四番三の一部及び三千百三十二番三の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図



凡例

---	: 単位区画	—	: 30m格子
—	: 敷地境界	—	: 筆境界
▨	: 形質変更時要届出区域(鉛含有量)		

【起点】
起点は、鴻巣市南一丁目2925番1の最北端とする。

【格子の回転角度（15度 26分 25秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告示

埼玉県告示第千三百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、嵐山中部土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年十月二十一日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	栗原和夫	埼玉県比企郡嵐山町大字広野千九十八番地
同	松本美智男	同 同 同 吉田二千百四十九番地
同	内田実	同 同 同 広野千八十二番地

告示

埼玉県告示第千三百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、埼玉県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十八年十月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 森林計画区の名称

埼玉森林計画区

二 縦覧の場所及び期間

縦覧場所	縦覧期間
埼玉県農林部森づくり課	平成二十八年十月二十一日（金）から同年十一月二十一日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く日の午前九時から午後四時三十分まで）
埼玉県川越農林振興センター	
埼玉県秩父農林振興センター	
埼玉県寄居林業事務所	

告 示

埼玉県告示第千三百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県入間市大字新光五〇二の一、五〇二の四
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第千三百七十四号

蓮田市から蓮田都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年十月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百七十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成28年9月12日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

321,385,482円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成28年8月2日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年十月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十八年四月二十一日

指令川建セ第二七〇一〇四〇号

二 検査済証番号

平成二十八年十月十七日

川建セ第二八〇〇三三三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山字稲笠三百七十四番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷六百三十番地三ハイツKTE二〇二

早川 宇遊

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年十月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十七年七月三十日

指令川建セ第二七〇〇二六〇号

二 検査済証番号

平成二十八年十月十八日

川建セ第二八〇〇三四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字成瀬字新倉七百四十二番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町大字成瀬七百三十九番地

町田 勇一

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年十月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十八年十月十三日

指令川建セ第二六〇一一二三号

二 検査済証番号

平成二十八年十月十八日

川建セ第二八〇〇三九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字東表千四百七番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県朝霞市溝沼一丁目七番二十九号レ・セーナアサカ一〇五

上野 剛司

告 示

埼玉県選管告示第六十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

平成二十八年十月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病 院	春日部市立病院	一 埼玉県春日部市中央七丁目二番地

雑報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十八年七月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十八年十月二十一日

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
株式会社小山商事 埼玉県行田市	同左	乾牧草等	カナダチモシープレミアム	28.5	重金属-鉛、カドミウム、 ひ素	無
			カナダチモシー ロープレミアム	28.6	重金属-鉛、カドミウム、 ひ素	無
			オーツヘイ	28.7	重金属-鉛、カドミウム、 ひ素	無
			トールフェスク	28.6	重金属-鉛、カドミウム、 ひ素	無
			アルファルファ	28.6	重金属-鉛、カドミウム、 ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要	違反の有無及び違反の内容
株式会社ミツハシ 埼玉県春日部市	同左	豚用食品残さ乾燥飼料	28.7	栄養成分等-粗蛋白質、りん、粗灰分	無
株式会社ジェイ・アール・エス 三ヶ島工場 埼玉県所沢市	同左	食品残さ発酵飼料	28.7	栄養成分等-粗蛋白質、りん、カルシウム	無
フジッコ株式会社関東工場 埼玉県加須市	同左	大豆胚芽かす	28.7	栄養成分等-粗蛋白質、りん、粗灰分	無

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。